

インボイスで小規模の営業が破壊される！

インボイスをご存じでしょうか。消費税の納税業者だけが税務署に届け出て発行できる適格請求書とされ、2023年10月からはインボイスが発行できない業者が商取引から排除される危険があります。

インボイス制度は年売上1千万円に満たない免税業者に「自主的に」消費税を納税させる為の制度です。しかも納税業者なら関係ないとも限らず、年売上1千万円以下の仕入・外注先などがいるならば、①納税業者になってもらうか、②取引先を変えるか、③支払額から消費税10%分を差引くか、④消費税の増額分を自分で負担するかを選ばなくてはなりません。

2年後の実施の前に反対の署名を集め、イン

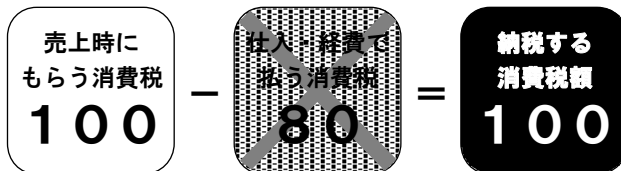
ボイス制度を廃止に追い込みましょう。

なぜ免税業者は排除される？！ インボイスがないと納付金額が大きく増える

インボイスを発行する業者との取引



インボイスの無い免税業者との取引では……




尾北民商
ニュース

2021年
5月31日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

倉敷民商支援オンライン集会に参加しました！

5月21日(金)12:30から、倉敷民商弾圧事件支援の愛知オンライン集会が開かれました。

尾北民商事務所でも映写・音響機材を準備して、この集会に通信で参加しました。当日は地域の国民救援会の人たちも集まり、集会の様子は県外の一部の民商にも中継されました。

集会では襦屋町子さんからあいさつがあり「この弾圧事件が起きたのは消費税8%増税のすぐ前で、民商の増税反対運動をくじく意図が感じられます。あの



時、愛知からは全国に先駆けて支援をいただきました。今、差し戻し判決後の公判開始がいよいよ近づいています。これまで累計で16万越えの署名を、ぜひとも20万に伸ばして欲しい」と訴えが行われました。

自営業者同士で教えあい、民商の仲間同士助け合う、私たちの自主申告の権利を守り発展させていく為にも、倉敷民商弾圧事件裁判は勝たねばなりません。

尾北民商事務所では倉敷民商弾圧事件の支援署名を募っています。

倉敷民商弾圧事件について

2013年5月、倉敷民商の会員だったI建設の申告の期ずれ(期末の月などの仕事を、入金時期から次年の売上に誤算入してしまうなど)を問題として、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌14年に事務局員3人を起訴しました。

申告の期ずれは、税務調査で調査官が最初に調べるくらいに世間一般の申告で起こっており、通常ならば修正申告で終了します。本来、査察や起訴の対象ではありません。にもかかわらず管轄の税務署を飛び越えて国税局が、I建設ではなく民商事務所と事務局員宅を査察しました。

税法で税務調査権は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と記されています。倉敷民商弾圧事件で国税局・検察は、修正申告こそが適切な問題に強制査察を行い、不当逮捕・起訴するという、何重もの

逸脱を行ないました。

さらに裁判では、I建設に対して税務調査による修正申告で増えた所得に重加算税が課せられたか問われた際、「言いたくない」と法廷で証言拒否が行われました。国税局・税務署がI建設に対して利益供与を行い、さらに「そのことを言うな」と指示していない限り、こんな事態はまず起こりません。調査・起訴の目的が所得の確認でも公平な課税の実現でもなく、民商の弾圧である事は明らかです。

違法手続きによる有罪という1審判決は破棄されましたが、高裁は無罪判決を出さず地裁に差し戻しました。それ以降は検察が立証計画を出さないため、2年4ヶ月以上も裁判は進んでいません。襦屋さんは不当逮捕後428日も身柄を拘束され、もう8年を被疑者・被告人として過ごしています。